

【訂正】 4月21日付で資料提供した本資料について、次の通り変更がありました。
(4月21日修正)
【変更箇所】 事実の概要

資料提供

令和8年4月21日
課名 建設産業課
担当者名 井上
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	広島緑地建設株式会社
	代表者氏名	大野 穂
	住所・所在地	広島市安佐南区伴南5-5-15
	建設業許可番号等	広島県知事第32636号
指名除外期間	令和8年4月21日から令和8年5月20日まで(1カ月間)	
【事実の概要】 令和7年11月10日、東部建設事務所北部建設事務所庄原支所発注の「一般国道182号外道路維持修繕業務委託(植栽管理)」において、安全管理措置が不適切であったために、植栽剪定作業中に剪定機械が電話線に接触し切断。近隣の会社1社の電話回線が約1.5日不通となった。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)別表第8号		